

令和6年度

四万十市

地域おこし協力隊（林業分野）事業
受託事業者募集要領



【四万十市 農林水産課】

林業分野における地域おこし協力隊事業を効率的かつ効果的に運営するため、四万十市地域おこし協力隊事業委託実施要綱（令和6年3月29日付け四万十市告示第29の2号）に基づき協力隊事業の受託を受けようとする者（以下、受託者という。）の募集を次のとおり行う。

1 募集する受託者の数 1事業者

2 業務内容

- (1) 地域おこし協力隊員（以下、隊員という。）候補者の募集及び選考に関する業務
- (2) 隊員の活動計画の策定に関する業務
- (3) 隊員の活動の調整、指導及び支援に関する業務
- (4) 隊員の活動実績の取りまとめ並びに広報及び情報発信に関する業務
- (5) 隊員に対する研修、生活及び定住のための支援に関する業務
- (6) その他協力隊事業の円滑な運営に関する業務

3 受託者の参加資格要件

募集する受託者は、次にあげる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に活動拠点となる事務所等を有する法人または任意の団体であること。
- (2) 高知県が森林経営管理法に基づき公表する民間事業者（意欲と能力のある林業経営者または育成経営体）であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政第16号）第167条の4のいずれの規定にも該当しないこと。

4 隊員の数

- (1) 隊員数は1名とし、以下の全ての要件を満たす者とする。
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
 - イ 3大都市圏をはじめとする都市地域等に現に住所を有する者（地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号）に規定する要件を満たす者）であって、隊員に任命又は委嘱された後に本市に生活拠点を移し、住民票を異動することができるもの
 - ウ 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲があり、任期終了後も本市に定住する意思のある者
- (2) 受託者と隊員候補者との間で雇用契約を締結し、市長がその隊員候補者を隊員として委嘱するものとする。

5 隊員の主な業務

受託者の下で行う隊員の主な業務は、以下のとおりとする。

- (1) 市内での森林整備活動
- (2) 活動に必要な技術及び資格、知識の習得
- (3) 市内及び県内での林業啓発活動（林業関係イベントへの参加など）
- (4) SNS 等を用いた本市の林業に関する情報発信
- (5) その他、本市の林業活性化に市長が必要と認めること

6 委託期間

委託期間は、市と委託業務契約を締結した日から令和7年3月31日までとする。次年度からは年度ごとに任命できるものとし、最長3年間とする。

7 委託の対象となる経費

委託の対象となる経費（以下、委託費という。）は、次のとおりとする。ただし、委託契約の締結前に係る経費は対象としない。

- (1) 隊員候補者の募集及び選考に要する経費
- (2) 隊員の人件費等に係る経費
- (3) 隊員の地域おこし協力隊としての活動に係る経費
- (4) 隊員の活動の広報に要する経費
- (5) 隊員の活動の調整、支援に関する経費
- (6) 隊員の育成に関する経費
- (7) 隊員の住居確保に要する経費
- (8) 隊員の定住に向けた活動に要する経費
- (9) その他市長が必要と認める経費

8 委託費の限度額

委託費の限度額は、予算の成立額を前提としたうえで、委託期間内において隊員1人あたり、下表の委託費限度額のとおりとする。ただし、委託期間及び隊員の雇用期間が1年（令和6年度においては8ヶ月）に満たない場合は、月数に応じて減額する。

表：委託費限度額

単位：千円

年度	限度額 (消費税込み)	内訳		備考
		人件費	活動経費	
令和6年度	3,467	2,134	1,333	8月からの雇用を想定
令和7年度 以降（予定）	5,200	3,200	2,000	予算の成立が前提

9 隊員の勤務条件に関する事項

- (1) 隊員の勤務条件等については、当該隊員を雇用する受託者が定めるものとする。
- (2) 隊員の勤務条件について、隊員の活動開始前に、市に報告すること

10 会計処理等

委託費の会計処理は、次によるものとする。

- (1) 独立した口座を開設すること。
- (2) 専用の帳簿を設け、費用区分に従い整理すること。
- (3) 支出の根拠となる資料（請求書及び領収書、振込依頼書等）を保存すること。
- (4) 類似する他の補助事業を重複して実施する場合は、補助対象の範囲を仕分け、二重補助とならぬよう経理を仕分けること。
- (5) 委託料の一部を前払い金により支払うことができるものとする。この場合、業務終了後、委託費を確定し精算するものとする。精算の結果、余剰金が生じた場合、受託者は市が定める期限までに市に返還すること。
- (6) 委託業務に係る帳簿及び根拠資料等は、委託業務終了年度の翌年から起算して5年間保存すること。

10 応募方法

次にあげる書類を指定する期限までに、持参又は郵送、宅配便（提出期限までの必着とし、配達記録が残るものに限る。）、メールにより四万十市農林水産課林業水産係まで提出すること。

- (1) 申請書（様式1）
- (2) 実施計画書（様式2）
- (3) 登記事項証明書又は団体規約等の写し

11 応募期限 令和6年6月4日（火）午後5時必着

12 質問の受付

この募集内容について質問がある場合は、任意の様式にて令和6年5月28日（火）午後5時までに上記（1）へ提出するものとする。なお、回答は四万十市公式ホームページにて行う。

13 受託者の評価基準

評価基準は、令和6年度四万十市地域おこし協力隊（林業分野）事業受託事業者評価要領のとおりとする。

14 担当部署との協議

- (1) 契約候補者として選定された者は、担当部署と契約締結に向けての協議を行う。そのなかで必要に応じて、契約候補者の実施計画書に修正を求めることができるとし、契約候補者は誠実に協議に応じなければならない。
- (2) 契約候補者として特定された者が契約締結までに参加資格要件を満たさないことが判明したとき又は契約交渉が不調となったときは、次点順位者と契約締結に向けた交渉を行う。

15 その他

- (1) 参加者は、本要領等に定める諸条件に同意したうえで、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 参加者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 当該業務を委託する相手方の決定については、契約候補者を対象として、業務内容や仕様等の契約内容を本市と協議したうえで決定するもので、受託者の選定をもって、提案者の企画提案内容すべてを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (5) 次のいずれかに該当した者は失格とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載をした者
 - イ 参加資格要件、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者

16 応募先及び問合せ先

四万十市農林水産課林業水産係 地域おこし協力隊担当

〒787-8501 四万十市中村大橋通4-10

電話 0880-34-1118 メール ringyou@city.shimanto.lg.jp